



## 朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

### 今月のNEWS(全般)

NEWS1. 求職者支援制度

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. (税務) 更生の請求期間の延長

### NEWS1. (求職者支援制度)

#### 求職者支援制度 就職率は70% (厚生労働省まとめ)

非正規労働者など失業手当を受けられない求職者が生活費をもらいながら無料で職業訓練を受けられる「求職者支援制度」を受講した人の就職率は、制度が始まった平成23年10月から24年1月末で70%だったことが、平成24年6月28日、厚労省のまとめでわかりました。

基礎的能力のみを習得する基礎コースが69.7% 実践的能力も含め習得する実践コースは71.8%。厚労省は当初目標を前者で60%、後者で70%としており、いずれも目標を上回りました。ただ、就職先にはアルバイトなどの短期雇用も含まれており、安定した長期雇用に結びついていないかは不明です。

一方この制度の利用者数は今年3月末で5万8千人と、当初の予定の15万人を大きく下回っています。同制度は働ける世代が生活保護を受給する前の「安全網」となることを期待されていますが、PR不足により、本当に必要な求職者に伝わっていない等、制度の課題も浮き彫りになったようです。

いくら企業に助成金を出して「雇用を増やして下さい」と言っても、それに見合う人材がいなければ活用できません。

必要な訓練を受けさせてから企業に送り出すという取り組みはよい事だと思いますが、就職後の受け入れ企業での実践訓練も含めての計画、助成をする仕組みも必要かもしれません。

#### 【用語】「求職者支援制度」

パートや短期派遣などの非正規労働者で、雇用保険に入っていなかったり、入っていても失業手当の受給資格がない者、学卒未就学者や自営廃業者などを対象に、無料で職業訓練を行う制度で、本人の収入が月8万円以下等の要件を満たせば、月10万円の生活費と訓練に通うための交通費が支給される制度です。ただし、特別な理由なしに1回でも訓練を欠席した場合は支給されません。

### NEWS2. (書籍の紹介)

三木谷社長が2010年1月に「社内の公用語を英語に変えます」と社員の前で初めて明らかにし、昇格要件に「TOEIC」のスコアを組み込むことを決定すると、楽天の東京本社が置かれている品川周辺の英会話教室は、昇進できないどころか降格する可能性すら出てきた楽天社員でどこも満杯状態になったそうです。

楽天社員のTOEIC平均スコアは526.2点(2010年10月)から、687.3点(2012年5月)まで上がり、なかには400点以上伸びた社員もいるそうです。

社内公用語を英語化するにあたり、各方面で賛否両論がありましたが、三木谷さんは心ひそかに「たかが英語じゃないか」と考えていたそうです。

なぜなら、「今後、業務にパソコンが必須なので、パソコンの操作を覚えてください」と「今後、業務に英語が必要なので、英語を使えるようになりましょう」は、同じレベルの話だと思ったからだそうです。

何度も英語を挫折している私とカリスマ経営者との発想の差は大きそうです。



### 情報会員募集中

会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。

お申し込み・ご質問等は、[info@asahitax.or.jp](mailto:info@asahitax.or.jp) または下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先: 朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850

NEWS3. (税務)

Question

更生の請求ができる期間が延長されたと聞きました。  
どのような内容か教えてください。

Answer

納税者が更生の請求ができる期間が原則として1年から5年に延長  
されました。  
これに伴い、税務署長が増額更正ができる期間も3年から5年に延長  
されました。



【解説】

(1) 更生の請求ができる期間の延長

平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税について、更正の請求ができる期間が法定申告期限から原則として5年に延長されました。

- ・贈与税についての更生の請求ができる期間は6年
- ・移転価格税制に係る法人税についての更正の請求ができる期間は6年
- ・法人税の純損失等の金額に係る更正の請求ができる期間は9年

(2) 増額更生を行うことができる期間の延長

更正の請求の期間の延長に併せて、税務署長が増額更正を行うことができる期間について、所得税・消費税など、改正前に3年とされていたものが5年に延長されました。

- ・偽り・不正の行為により税額を免れるなど脱税の場合に税務署長が行う増額更正の期間は現行のとおり7年
- ・法人税に係る純損失等の金額でその課税期間において生じたものを増加させ、もしくは減少させる更生またはその金額があるものとする更生ができる期間は9年

(3) その他

平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する国税については、更生の請求の請求期限は従来どおり法定申告期限から1年となります。

注) 平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する国税で、更正の請求の期限を過ぎた課税期間について、増額更正ができる期間内に「更正の申出書」の提出があれば、税務署長は調査によりその内容の検討をして、納めすぎの税金があると認められた場合には、減額の更正を行うこととなります。

根拠条文等

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法の一部を改正する法律」  
(平成23年法律第114号)

ご質問等は、[info@asahitax.or.jp](mailto:info@asahitax.or.jp) または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480  
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850